

「身体に障がいのあるものを対象とした選考」に関する Q&A

Q1 「身体に障がいのあるものを対象とした選考」とは、具体的にはどのようなものですか？

A1 審査の際に、障がいの種類や程度に応じた配慮を行います。

Q2 受審上の手続きはどうすればいいのでしょうか？

A2 出願時に、希望する校種等及び職種など必要事項を記載するとともに、「志願書」の「身体に障がいのある者を対象とした選考」の欄に○印を付け、「身体障害者手帳」の写し等、必要な書類を提出してください。

また、「整理票」に、障がいの程度(級)、受審の際に配慮してほしいことなどを記入してください。

記入内容をもとに、どのような配慮ができるか具体的に相談し、審査において、障がいに応じた配慮を行います。

Q3 障がいに応じた配慮とは具体的には、どのようなものですか？

A3 例えば、肢体不自由の方には、障がいの程度に応じ、ワープロが使用できるようにしたり、試験時間を延長したりすることなどが考えられます。また、必要があれば試験会場への車の乗り入れもできるようにします。

耳の不自由な方には、手話通訳や補聴器の使用、指示事項を書面にするなどの配慮が考えられます。

目の不自由な方には、その障がいに応じて、拡大鏡の使用や点字での受審ができるようにするなどの配慮が考えられます。

裏面に続きます

Q4 採用された場合は、勤務上の配慮はあるのですか？

A4 採用された方それぞれが、最大限の力を発揮できるように、障がいの程度に応じた合理的配慮を行います。

例えば、足の不自由な方であれば、通勤のしやすい近距離の学校での勤務や、エレベーターや洋式トイレ等が整備された学校での勤務などが考えられます。

Q5 「身体に障がいのある者を対象とした選考」で合格し、教員として勤務している人はいるのですか？

A5 令和8年度には、1名が合格し、現在、教員として勤務しています。

お問い合わせ先 徳島県教育委員会 教職員課
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
Tel 088-621-3129・3150